

日本原燃株式会社再処理事業所廃棄物管理施設保安規定の変更認可申請 についての審査結果

原規規発第 22062212 号
令和 4 年 6 月 22 日
原子力規制庁

1. 審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、令和 4 年 4 月 15 日付け 2022 再計発第 8 号（令和 4 年 6 月 10 日付け 2022 再計発第 74 号をもって一部補正。以下「本申請」という。）をもって、日本原燃株式会社から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 5 1 条の 1 8 第 1 項の規定に基づき申請された再処理事業所廃棄物管理施設保安規定変更認可申請書が、同条第 2 項第 1 号の規定による法第 5 1 条の 2 第 1 項若しくは第 5 1 条の 5 第 1 項の許可を受けたところ又は同条第 2 項の規定により届け出たところによるものでないことに該当するかどうか、法第 5 1 条の 1 8 第 2 項第 2 号に定める核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについて審査した。なお、同号に定める核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについては、廃棄物管理施設における保安規定の審査基準（原管廃発第 13112712 号（平成 25 年 11 月 27 日原子力規制委員会決定）。以下「審査基準」という。）を基に判断した。

審査の結果、本申請は、法第 5 1 条の 1 8 第 2 項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容等については以下のとおり。なお、本審査結果においては、法令の規定等や申請書の内容について、必要に応じ、文章の要約、言い換え等を行っている。

2. 申請の概要

本申請での保安規定の変更は、安全と品質に係る全社機能を安全・品質本部に集約することで組織的な対応を強化するため、品質・保安会議の議長及び役員等への安全に関する教育の実施責任者を安全・品質本部長とするものである。当該変更に伴い、用語の修正等の記載の適正化がなされている。

3. 審査の内容

3-1. 法第 5 1 条の 1 8 第 2 項第 1 号

規制庁は、本申請について、以下に掲げる事項等を確認したことから、廃棄物管理事業の許可又は変更の許可を受けたところ等によるものでないことに該当しないと判断した。

- (1) 保安に関する職務等について、保安規定に定める品質・保安会議に係る事項が、廃棄物管理事業の許可又は変更の許可を受けた保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項、技術的能力に関する説明書の内容等と整合していること。

3-2. 法第51条の18第2項第2号

規制庁は、本申請について、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和63年総理府令第47号。以下「廃棄物管理規則」という。）第34条第1項各号の規定を踏まえ、以下に掲げる事項等を確認したことから、災害の防止上十分でないものであることに該当しないと判断した。

(1) 廃棄物管理規則第34条第1項第3号（操作及び管理を行う者の職務及び組織）

廃棄物管理規則第34条第1項第3号に関する審査基準は、廃棄物管理施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていることとしている。

規制庁は、役員等への安全に係る教育について、品質・保安会議において実施計画を審議する体制を維持した上で実施責任者を安全・品質本部長としていること及び品質・保安会議の構成について、議長を安全・品質本部長とすることに伴い、これまで安全・品質本部長が担っていた役割は安全・品質本部副本部長に引き継がれることを確認したことから、廃棄物管理規則第34条第1項第3号に関する審査基準を満足していると判断した。

なお、上記のほか、記載の適正化がなされた事項についても適切に反映されていることを確認した。